

オンライン展示出展規程

1 会期 2022年2月2日(水)～10日(木)

2 会場 公式ホームページ

3 出展者の資格

- (1) 本見本市に適する機器、製品、部品、材料及びその関連品のメーカー・商社・業界団体並びに工業関連支援機関等。
 (2) 上記の他、特に主催者が認めたもの。

但し、主催者は出展者が次のいずれかに該当するときは、出展をお断りします。

- ・ 暴力団、暴力団員などの反社会的勢力であると判明したとき。または反社会的勢力を利用していることが判明したとき。
- ・ 出展者が、理由の如何にかかわらず、過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要などにより、主催者および各協力会社、他の出展者等の業務を妨害したとき。

4 出展パターン

- (1) リアル展示の出展者はオンライン展示とセットでの出展となります。(オンライン展示出展料は無料です。)
 (2) オンライン展示のみの出展も可能です。(オンライン展示出展料は有料です。)

5 出展ゾーンと出展対象分野及び品目

出展ゾーン	出展対象分野及び品目
新たな働き方、生活と社会スタイルを提案 「ニューWorking・Lifeスタイル」 ／「カーボンニュートラル」	<ul style="list-style-type: none"> ■非接触、遠隔関連機器・製品分野（オフィス関連、ソーシャル関連、産業関連等） ■ニューワーキングソリューション関連機器・製品分野（リモートワーク、オフィスワーク関連等） ■抗菌、抗ウイルス関連機器・製品・素材分野（民生関連、オフィス関連等） ■未病、健康関連機器・製品・素材分野 ■バイオ、化学関連機器・製品・素材分野 ■その他ニューワーキング・ライフスタイル関連分野 ■脱炭素関連分野（脱炭素ソリューション関連機器・製品・素材等） ■その他カーボンニュートラル関連分野 ■団体・共同出展の代表機関分野
省力化、コストダウンや安心な生活・社会を提案 「ロボット」	<ul style="list-style-type: none"> ■産業用ロボット分野（組み立て、物流、インフラ関連等） ■生活支援ロボット分野（ソーシャル関連、福祉関連等） ■ロボットに関する要素技術・部品分野 ■その他ロボット関連分野 ■団体・共同出展の代表機関分野
ビジネスモデルの変革や新たな生活様式の提案 「DX・AI・IoT」	<ul style="list-style-type: none"> ■DXソリューション関連分野 ■情報通信関連分野（情報通信ツール、システム等） ■ソフトウェア関連分野（ソフト技術、デザイン技術等） ■映像関連分野（動画作成ツール、システム等） ■システム開発、製作分野（生産性向上ソリューション、省力向上ソリューション関連等） ■その他DX・AI・IoT関連分野 ■団体・共同出展の代表機関分野
ものづくりのQCDDTの課題解決を提案 「加工技術」	<ul style="list-style-type: none"> ■金属機械加工分野（切削、研削、旋削、放電、レーザー等） ■板金加工分野（製缶・板金、精密板金、各種溶接等） ■金属造形分野（プレス、絞り、鋳造、鍛造、粉末冶金、3D造形等） ■表面処理、表面改質、塗装分野（メッキ、コーティング、表面改質、真空系処理等） ■樹脂、ゴム成形加工分野（機械加工、射出、押出、新成形法等） ■ガラス、セラミック、新素材加工分野（切断、造形、パターニング等） ■金型、治工具分野（金型、治工具等） ■機械要素・部品の分野（歯車、ネジ、軸、バネ等） ■その他加工技術関連分野 ■団体・共同出展の代表機関分野
付加価値の高いプロダクツを提案 「機器・装置・製品」	<ul style="list-style-type: none"> ■産業用装置・機器分野（工作機械、計測、検査、制御、監視、包装機器、環境エネルギー等） ■電気、電子機器分野（産業関連等） ■医療用関連機器、製品分野（医療関連等） ■ファブレス分野（設計、開発等） ■その他機器・装置・製品関連分野 ■団体・共同出展の代表機関分野
産業、生活、社会の未来を拓くヒントを提案 「研究開発」	<ul style="list-style-type: none"> ■大学の研究開発シーズ・成果分野 ■企業の研究開発シーズ・成果分野 ■産学公連携による研究開発シーズ・成果分野 ■その他研究開発シーズ・成果関連分野

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体・共同出展の代表機関分野
中小企業の経営・ビジネス支援を提案 「ビジネス支援」	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援機関による中小企業経営・技術支援分野 ■ 海外展開ビジネス支援分野 ■ その他ビジネス支援関連分野 ■ 団体・共同出展の代表機関分野

- (1) 来場者が目的としている情報をよりスムーズに収集しやすいように、出展内容を具体的なテーマごとに集約し、ゾーンに分けて展示構成をします。原則として出展者は出展申込み時に選択されたゾーンと分野にご出展いただくこととなりますが、展示内容及び展示構成等を考慮のうえ、展示ゾーン及び分野を変更させていただく場合があります。

注：出展対象分野及び品目が複数のゾーンに関連する場合、出展対象分野、品目の比重が大きいゾーンに出展することができます。

- (2) ただし、出展内容が見本市の運営、管理上不適当と認められるものについては、出展をお断りする場合がございます。

6 出展料金

	神奈川県内に事業所を有する企業	その他の企業
出展者PRページ (1社1ページ)	33,000円	44,000円

(税込み)

7 出展者 PR ページのコンテンツ

出展者 PR ページのコンテンツは次のとおりです。

- ① キャッチコピー (30 文字以内)
- ② 会社名及び会社ロゴ
- ③ 所在地、TEL
- ④ 会社 URL
- ⑤ 展示製品・技術写真 (3 点まで) 及び説明文 (1 点 30 文字以内)
- ⑥ 出展のみどころ (300 文字以内)
- ⑦ 製品・技術・会社紹介動画 (1 点、2 分以内 最大 500MB)
- ⑧ PDF 資料ダウンロード (1 点、最大 2MB 10 ページレベル)
- ⑨ ご興味がある方はこちらへ (問い合わせボタン)

☆出展者 PR ページの特徴

貴社 PR ページの閲覧者情報を取得できます。

注 1：出展者 PR ページへのご入力方法については、事務局から出展確定後ご案内します。

注 2：コンテンツの内容は出展者の責任で作成していただきます。主催者は出展者から提出されたコンテンツの内容を出展者 PR ページに掲載します。

8 出展料以外の経費

次のものは、出展料に含まれておりません。

- (1) 出展者 PR ページの作成に伴うコンテンツ内容の作成、ご入力に係る経費
- (2) 動画作成に係る経費

9 出展申込み

出展申込み期限	2021 年 10 月 15 日 (金)
<p>< 出展申込み方法 ></p> <p>テクニカルショウヨコハマ公式サイト</p> <p>https://www.tech-yokohama.jp/</p> <p>よりお申込みください。</p>	

(1) 申込み時の注意事項

申込み受付後、内容等を考慮の上、お申込みの出展ゾーンと分野、団体出展コーナーを変更させていただく場合がございます。

(2) 団体・共同出展 (中小企業支援機関、業界団体等)

団体・共同の代表機関を主とし、複数の出展者が出展することができます。その際には代表となる 1 機関が、事務局との申込み手続といった連絡を一括してご担当いただきます。

< 団体・共同出展の代表機関へのお願い：必須 !! >

- ◎ 「団体・共同機関内での出展者」は、各社に該当する出展ゾーン・分野で出展していただけます。「団体・共同機関内での出展者」には、必ずご周知くださいますようお願いいたします。
- ◎ 「団体・共同機関での出展者」の出展者 PR ページ各コンテンツのご入力方法については、事務局から出展確定後、「団体・共同出展の代表機関」及び「団体・共同機関内での出展者」にご案内します。
- ◎ 団体・共同出展の代表機関のページも掲載します (無料)。団体・共同出展の代表機関は該当するゾーン (リアル展示出展者はリアル展示と同じゾーンを選択) とゾーン内の団体・共同出展の代表機関分野を選択してください。団体・共同出展の代表機関のページには本規定 6 の出展者 PR ページコンテンツの内容と団体・共同機関内での出展者一覧を掲載します。

(3) 出展確定

申込み受付後、申込み内容等を考慮のうえ、出展の可否を文書にて通知します。

10 出展料の納入

出展料は、出展確定後、事務局から請求します。その際、納入期限をお知らせしますので、指定の期日までにお振り込みください。また、振り込み手数料は、出展者の負担とさせていただきます。期限内までにお支払いいただけない場合は出展を取り消します。

11 出展の取り消し、キャンセル料

2021年11月1日以降、出展者の都合により出展の取り消し等の意思表示があった場合は、出展料金の100%のキャンセル料をお支払いいただきます。

12 出展内容に関する注意事項

- (1) 第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等を含む。また、外国における権利も含む）や名誉及びプライバシー権を侵害する製品等の掲載や上映すること等の行為を禁止します。また、出展内容（コンテンツの内容等）が上記各種権利の侵害に該当する可能性が高いと主催者が判断した場合も、その裁量により掲載を停止します。その際出展者は、いかなる措置にも異議を述べないものとします。
- (2) 出展者は、出展内容が上記記載の各種権利を侵害に該当するか否かに関して、主催者が行う調査に協力するものとします。
- (3) 出展内容の上記記載の各種権利に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。
- (4) 出展内容にコンピューターウイルス等の有害なプログラムを含むものは出展を禁止します。
- (5) 出展内容が法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの、及び反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を含むものは出展を禁止します。

13 禁止行為

- (1) 出展者が、自社の出展者 PR ページの一部あるいは全部を、有償無償にかかわらず第三者又は他の出展者に譲渡、転貸、交換する行為。
- (2) 本見本市の運営を妨害する恐れのある行為。
- (3) その他、主催者が不適切と判断する行為。

14 個人情報の取り扱いについて

出展者は、本見本市の出展及びテクニカルショウヨコハマ 2022 公式ホームページを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。出展者の個人情報に関する紛争に関しては、出展者の責任において解決するものとします。

15 不可抗力等による開催中止の場合

- (1) 不可抗力等（天災、災害、戦争、テロリズム、疫病・感染症の蔓延、その他の理由等）による原因により本見本市の開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催の中止や開催期日、開催時間の短縮等を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し、本見本市の公式サイト等を通じて公表することとします。
- (2) 開催日前日までに、不可抗力等により全日程を開催中止とした場合は、既に納入された出展料を返却します。
- (3) 不可抗力等により、開催期日・開催時間を短縮した場合は、出展料は返却しません。
- (4) 不可抗力等による開催中止または開催期日・開催時間の短縮のため、出展者が要した費用及び被った損害・損失については補償しません。

16 その他

本規定は、主催者が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。その場合、変更された規程内容は、本見本市の公式サイト、あるいはその他の方法で出展者に告知します。

お問い合わせ

公益財団法人神奈川産業振興センター
テクニカルショウヨコハマ事務局
〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80
神奈川中小企業センタービル 5階
TEL：045-633-5170 / FAX：045-633-5068
E-mail：info@tech-yokohama.jp